

○養育費ADRに関する細則

(2022年1月26日制定)

(目的)

第1条 この細則は、東京弁護士会紛争解決センター（以下「本センター」という。）による民法（明治29年法律第89号）第766条第1項の子の監護に要する費用（以下「養育費」という。）の分担を協議するためのあっせん手続（以下「養育費ADR」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 本センターは、養育費ADRに関し、次に掲げる事業を行う。

- (1) あっせん手続の実施
- (2) 広報及び宣伝
- (3) 前2号に掲げる事業を行うために必要な事務

(養育費ADR開始の要件)

第3条 本センターは、申立人及び相手方の双方が養育費の分担のみを協議の対象としてあっせん手続を開始することに同意した場合に、当該あっせん手続を、この細則に基づく養育費ADRとして取り扱うものとする。

2 前項の規定による同意は、両当事者が紛争解決センター手数料規則で定める申立手数料の納付を完了するまで存在していることを要し、その後に同意が撤回された場合であっても、当該あっせん手続は、この細則に基づく養育費ADRとして取り扱われるものとする。

(申立ての簡素化)

第4条 養育費ADRの申立ては、当会の指定するウェブサイトの入力フォームに所定事項を入力する方法で行うことができる。

(相手方の答弁)

第5条 養育費ADRにおける相手方は、申立てに対する答弁を、当会の指定するウェブサイトの入力フォームに所定事項を入力する方法で行うことができる。

(期日等)

第6条 養育費ADRの期日は、最大で3回までとする。

2 両当事者が、養育費ADRの期日中に、この細則によらない一般のあっせん手続又は仲裁手続（以下「一般あっせん手続等」という。）により協議を継続したい旨の意思表示をしたときは、養育費ADRは終了し、一般あっせん手続等としての手続を開始することができる。

3 一般あっせん手続等としての手続の開始を求める場合、申立人及び相手方は、「一般あっせん手続等への移行申請書」を提出するものとする。

(養育費ADR検証委員による検証)

第7条 本センターは、養育費ADRの制度の充実及び質の向上のために、養育費ADR
検証委員を選任し、養育費ADRに係る事件又は養育費ADRから一般あっせん手続
等に移行した事件における手続及び合意内容の妥当性の検証を行わせることができる。

附 則

この細則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(2022年3月17日)から施行
する。